（性能に係る技術上の基準）

第五百七十四条　アネロイド型血圧計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一	電気式アネロイド型血圧計	日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書
二	機械式アネロイド型血圧計	日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）附属書

（使用公差）

第五百七十五条　アネロイド型血圧計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一	電気式アネロイド型血圧計	日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書
二	機械式アネロイド型血圧計	日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）附属書

（性能に関する検査の方法）

第五百七十六条　アネロイド型血圧計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一	電気式アネロイド型血圧計	日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書
二	機械式アネロイド型血圧計	日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）附属書

（器差検査の方法）

第五百七十七条　アネロイド型血圧計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一	電気式アネロイド型血圧計	日本工業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書
二	機械式アネロイド型血圧計	日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）附属書

［削る］

第二十六章　浮ひょう型比重計

（表記）

第千条　浮ひょう型比重計の表記事項は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（材質）

第千一条　浮ひょう型比重計の材質は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（性能）

第千二条　浮ひょう型比重計の性能は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（検定公差）

第千十条　浮ひょう型比重計の検定公差は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（構造検定の方法）

第千十一条　浮ひょう型比重計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（性能に係る技術上の基準）

第五百七十四条　アネロイド型血圧計の性能に係る技術上の基準は、電気式アネロイド型血圧計にあっては、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

［新設］

［新設］

（使用公差）

第五百七十五条　アネロイド型血圧計の使用公差は、電気式アネロイド型血圧計にあっては、日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

［新設］

［新設］

（性能に関する検査の方法）

第五百七十六条　機械式アネロイド型血圧計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

［新設］

［新設］

（準用）

第五百七十七条　第五百七十三条の規定は、電気式アネロイド型血圧計についての器差検査の方法に準用する。

［新設］

［新設］

（機械式アネロイド型血圧計の器差検査の方法）

第五百七十七条の二　機械式アネロイド型血圧計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第二十六章　浮ひょう型比重計

（表記）

第千条　浮ひょう型比重計の表記事項は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

（材質）

第千一条　浮ひょう型比重計の材質は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

（性能）

第千二条　浮ひょう型比重計の性能は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

（検定公差）

第千十条　浮ひょう型比重計の検定公差は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

（構造検定の方法）

第千十一条　浮ひょう型比重計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。